

**サステナブル建築物等先導事業  
(木造先導型)  
募集要領**

**【平成28年度第2次補正予算分募集】  
(木造実験棟)**

平成28年8月

## 目 次

1. 事業の概要	1
1. 1 事業の趣旨	
1. 2 公募する事業の種類	
2. 事業の内容	1
2. 1 事業の要件	
2. 2 対象事業者	
2. 3 補助対象、補助率	
2. 4 審査に必要な書類	
2. 5 留意事項	
3. 事業の実施方法	3
3. 1 手続き	
3. 2 審査	
3. 3 補助金の交付	
3. 4 事業中及び事業完了後の留意点	
4. 情報の取り扱い等について	7
4. 1 情報の公開・活用について	
4. 2 個人情報の利用目的	
5. 応募方法	7
5. 1 公募期間	
5. 2 問い合わせ先、資料の入手先、提出先	
5. 3 提出方法	
6. 提出書類	9
応募様式	10

## 1. 事業の概要

### 1. 1 事業の趣旨

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）（以下、「本事業」という。）は、再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する木造建築物等の先導的な整備事例について、構造・防火及び生産システムの面で先導的な設計・施工技術の普及と低炭素社会の実現に貢献することを目的にしております。

この観点から、本事業では、先導的な設計・施工技術が導入される一定規模以上の建築物の木造化・木質化を実現する事業計画（プロジェクト）の提案に対して補助しているところですが、今般制度を拡充し、CLT等新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備を公募し、そのうち上記の目的に適う特に緊急性・必要性の高い事業提案に対し、予算の範囲内において、国が当該事業の実施に要する費用の一部を補助します。

### 1. 2 公募する事業の種類

一定の要件を満たす木造の実験棟の整備事業（既存施設の改修を含む。）を補助の対象とします。

※今回の募集は、平成28年度第2次補正予算分の募集として、木造の実験棟の整備に対するもののみを対象としますのでご注意ください。

## 2. 事業の内容

### 2. 1 事業の要件

次の①及び②の要件に該当するものであることが必要です。

①次の全ての要件に該当するものであること。

- 1) 当該施設での実証が、CLT等新たな木質部材・工法の採用、材料や工法の工夫による整備コストの低減、単位床面積当たりの木材使用料の拡大、木材利用に関する建築生産システム等について、先導性を有する内容が主であること
- 2) 新たな木造建築技術を導入するための、建築基準法、住宅品質確保促進法等に対応する実証実験、建設住宅性能評価（現場検査）、瑕疵担保の検査の内容検討など、国の制度基準に関する検証（以下、「実験・実証」という。）を行う施設であること
- 3) 実験・検証の一部について（国研）建築研究所や学識経験者等の公的主体と共同又は協力を得て研究を行うこと
- 4) 実験・検証の内容・結果を遅滞なく公表し、広く活用を促すこと
- 5) 実験・検証の一部について、一般公開を実施する等、施設が木造建築技術の普及啓発に資すること

②平成28年度に事業に着手するものであること。

平成28年度中に、実施設計又は建設工事等の補助対象の事業に着手し、補助対象の出来高が発生するものを対象とします。ただし、事業の採択時点で、すでに着手している実施設計及び建設工事等は、原則として対象になりません。

※補助対象となる実施設計及び建設工事等については、採択通知日以降の着手とする必要があります。

※今回の募集に係る事業提案につきましては、平成28年度第2次補正予算が成

立後、準備が整い次第、採択を行う予定です。

## 2. 2 対象事業者

本事業に応募することができる事業者は、2. 1の要件を満たす事業を行う者（地方公共団体を含む、建築物の建築主等）となります。

応募した事業提案が採択された場合、3. 3に示す内容に従って補助金の交付に係る手続きを行い、事業を実施していただくこととなります。したがって、具体的実施体制が確保されていないアイデアのみの提案や事業を実施する予定のない評価のみを目的とした提案は受けられません。

補助を受ける者は、原則として事業提案を行い、採択を受けた建築主となりますが、事業提案や諸手続において、建築主と書面による代理契約を交わした者が関係者として実務を遂行することを排除しません。

※過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、本規定第13（交付決定の取り消し）に相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む）の本補助金への申請を原則として制限します。

本補助金の申請にあたっては、申請の制限に係る事案の有無等を様式2. に記入下さい。補助金の交付後に、当該申告の内容に虚偽等が存することが判明した場合には、本補助金の返還（補助金の交付から返還時までの法定利息に係る分を含む）を求めることがあります。

## 2. 3 補助対象、補助率

補助金の交付対象となる費用（国費）及び補助率は次のとおりとします。ただし、調査設計計画費のみの申請はできません。

### （1）補助対象

調査設計計画費及び建設工事費（既存施設の改修を含む）

ただし、設備設計費、設備工事費は除く

### （2）補助率

定額（原則として1提案につき1棟に限り、1棟あたり30百万円を上限）

（耐用年数（7年）以前に転用を予定する場合は、実験・実証等の事業実施年数に応じて減額）

（補助額の算定式）

補助対象経費（調査設計計画費及び建設工事費の合計）× n年 / 7年

n：実験・実証等の事業実施年数（工事完了の翌年度の4月から起算して年単位）

計算例1：補助対象となる調査設計計画費及び建設工事費の総額が35百万円の実験棟を整備し、5年間、実験・実証及び展示を行う場合

補助対象経費35百万円は上限額30百万円を超えることと、5年間、実験・実証及び展示を行うことから  $30 \text{ 百万円} \times 5 \text{ 年} / 7 \text{ 年} = 21 \text{ 百万円}$ が補助額となる

計算例2：補助対象となる調査設計計画費及び建設工事費の総額が28百万円の実験棟を整備し、実験・実証は5年間で終わるが、その後1年間は展示のみを行う場合

展示期間も含め、合計6年間実験・実証等を行うことから  $28 \text{ 百万円} \times 6 \text{ 年} / 7 \text{ 年} = 24 \text{ 百万円}$ が補助額となる

## 2. 4 審査に必要な書類

### ①事業の概要

木造実験棟の概要に加えて、実験棟で実施する実験の概要及び普及啓発にかかる取

組を含めたプロジェクトの全体概要を記載してください。

#### ②取組内容

「2. 1 事業の要件」に対応した取組内容について、より具体的に記載してください。

#### ③補助対象事業費の算定

補助対象となる費用の算出にあたっての計算書を示してください。

### 2. 5 留意事項

#### 2. 5. 1 消費税等について

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象費用は、消費税等を除いた額としてください。

#### 2. 5. 2 他の補助金等との併用について

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の受給対象となっている事業は補助の対象となりませんが、補助対象となる部分を明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象となり得ます。

### 3. 事業の実施方法

本事業は、事業提案と補助金交付申請の二段階の手続きを経て行われます。

#### 3. 1 手続き

##### (1) 事業提案

国土交通省が民間事業者等に対して事業提案を公募します。応募のあった事業提案について、3. 2のとおり、評価委員会の評価を受けて、国土交通省が採択プロジェクトを決定します。

##### (2) 補助金交付申請

採択プロジェクトについては、採択通知日以降に着手することができますが、補助金を受けるためには、定められた時期に補助金交付申請を行うとともに、事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。

#### 3. 2 審査

##### 3. 2. 1 審査手順

事業提案の評価は、学識経験者からなる「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）において行われます。

委員会の議事録は非公開とし、審査に関する問合せには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。

審査にあたっては、事業提案の内容が、2. 1に示す事業の要件を満たしているか等について提案申請書等を基に審査するとともに、必要に応じてヒアリング審査を行い、評価を行います。

提案申請書の内容等に不明確な部分等がある場合には追加説明書の提出を求めることがあります。この追加説明書の提出が、期日までに行われな場合は、審査の対象外となる場合があります。

なお、ヒアリング審査は、書面審査により選定されたプロジェクトについて、必要に応じて行います。このヒアリング審査に応じられない場合においても審査の対象外となる場合があります。

### 3. 2. 2 審査結果

評価委員会の評価を受けて、国土交通省が採択プロジェクトを決定し、応募者に通知するとともに、採択事業者名、プロジェクト名等をホームページ等で公表します。

補助対象となる実施設計及び建設工事等は、採択通知日以降の着手とする必要があるため、採択後にこれに違反していることが判明した場合は、採択が取り消されます。

### 3. 3 補助金の交付

審査結果の通知時に補助金交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付補助金付申請等の手続きを実施する必要があります。

#### 3. 3. 1 補助金交付申請

補助金交付申請は、「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）評価・実施支援室」（以下、「支援室」という。）が定めた期間に行っていただきます。この補助金交付申請がなされない場合は、採択事業であっても補助金が交付されませんのでご注意ください。

#### 3. 3. 2 交付決定

補助金交付申請を受けた後、以下の事項などについて審査し、交付決定を行います。交付決定の結果については、支援室より申請者に通知します。

- ・補助金交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・事業の内容が、募集要領の要件を満たしていること。
- ・国からの他の補助金等を受けている事業又は受ける見込みの事業でないこと。

#### 3. 3. 3 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、支援室の承認を得る必要があります。

- ①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、支援室に速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、計画内容に変更が生じたことにより、採択されたプロジェクトと異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、計画変更により、採択時に評価された内容や2. 1に示す本事業の要件を満たさなくなるプロジェクトについては、交付決定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。

なお、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますので併せてご注意ください。

#### 3. 3. 4 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、採択時に別に指定する手続きに従い「実績報告書」を提出していただく必要があります。

支援室は、「実績報告書」を受領した後、補助金交付申請の内容に沿ってプロジェクトが実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。

支払いは、補助事業者指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。  
なお、実績報告書は遅くとも平成30年2月頃までに提出していただく必要があります。期日の詳細は確定次第お知らせします。

### 3. 4 事業中及び事業完了後の留意点

#### 3. 4. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、国土交通大臣の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

#### 3. 4. 2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、支援室の定める補助金交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

#### 3. 4. 3 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助を受けた者は、施設が木造建築技術の普及啓発に資するよう、実験・検証の一部について一般公開等を行う必要があります。また、実験・検証の内容、結果を遅滞なく公表し、広く活用されるよう促す必要があります。

また、これに加えて、シンポジウムの参画等の普及啓発への協力や各種アンケート、ヒアリング等に協力していただくことがあります。

#### 3. 4. 4 事業成果の報告について

工事完了後、補助事業により整備した実験棟による実験・実証、展示の実施状況について、当該実験棟を実験・実証等の用に供する期間（ただし、原則として7年間を限度とする）、毎年度末に国に報告していただきます。詳細は、3. 1（1）の採択時にお知らせします。

#### 3. 4. 5 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付建設省発第74号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付建設省住発第120号住宅局長通達）

- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成 20 年 12 月 22 日付国住総第 67 号住宅局長通知）
- 十 地域における木造住宅生産体制強化事業補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 31 日付国住生第 443 号）
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

#### 4. 情報の取り扱い等について

##### 4. 1 情報の公開・活用について

###### (1) プレス発表等について

採択されたプロジェクトについてはプロジェクト名、提案者名、事業概要等をプレス発表し、併せて国土交通省のホームページに掲載します。

###### (2) 事業成果等の公表

普及促進を目的に実験・検証の成果等について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等にプロジェクトの内容等に関する情報を使用することがあります。

##### 4. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

#### 5. 応募方法

##### 5. 1 公募期間

平成 28 年 8 月 31 日（水）～平成 28 年 10 月 21 日（金）必着

##### 5. 2 問い合わせ先、資料の入手先、提出先

募集要領・応募様式は下記のホームページからダウンロードして下さい。

本事業の内容や申請に際してご不明な点等ございましたら、評価・実施支援室までご連絡ください。なお、質問・相談につきましては、原則として電話にてお願いいたします。

（応募書類の提出先・問い合わせ先）

〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル5階

一般社団法人木を活かす建築推進協議会 内

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）評価・実施支援室

TEL：03-3588-1808

受付：月～金曜日（祝日を除く）9：30～17：00

ホームページ：<http://www.sendo-shien.jp/28/>

### 5. 3 提出方法

宅配等又は持参とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で受け取りを確認できる方法で提出してください。

送付時は、必ず宛先に「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型） 応募書類在中」と記入してください。

（応募書類の差し替えは、原則としてできませんので、ご注意下さい。）

### 6. 提出書類

事業提案をしようとする者は、公募期間中に、提出書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出してください。

提出書類一覧表

区分	書類名	必要部数
1) 提案申請書	①提案申請書【様式1】	5部
2) 応募図書	②提案概要【様式2】 ③補助事業の実施体制図【様式3】 ④建築概要【様式4】 ⑤プロジェクトの全体概要【様式5】 ⑥取組内容【様式6】 ⑦補助対象事業費算定表（計算書）【様式7】 ⑧上記⑦の根拠となる事業費の内訳書	（正1部、正のコピー4部）
3) CD-R	上記①～⑧の応募書類の電子ファイルを格納したもの	1部

#### ※ 注意事項

- 1) 各応募書類は、片面印刷としてください。
- 2) 各応募書類はA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をクリップ留めしてください。  
(ホチキス留めはしない。)
- 3) 提出書類にはページをふってください。(各ページの下部)
- 4) 電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Microsoft Word 2000以降のバージョン形式又はPDF形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。
- 5) 応募書類について、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、当該応募を原則無効とします。
- 6) 応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

※ 本補助金で補助の対象とならない費用（品目・項目）の例としては次のようなものがあります。なお、判断に迷うものがあれば支援室までご相談ください。

- 1) 基本設計、確認申請、工事監理、積算、設備設計等の費用
- 2) 補助事業者と当該補助事業の実施により雇用関係が生じる者に対する給与、退職金、賞与等の各種手当等の費用
- 3) 補助事業に関係のない会合等への参加費、宿泊交通費
- 4) 解体、地中埋設物処理、当該建築物と一体でない擁壁、整地、駐車場整備、門扉、塀、庭石などの外構工事の費用

- 5) 電波障害対策工事、浄化槽の屋外排出配管、公共配管から対象建築物に至る配管工事費等の費用
- 6) 当該建築物と一体でない家具、調度品、絨毯、カーテン等の製作・購入又は借用のための費用
- 7) 設備機器の購入・設置のための費用
- 8) 土地購入、不動産借入、水道分担金、式典（地鎮祭、上棟式、現地見学会、竣工式等）等の費用

(様式1)

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

## サステナブル建築物等先導事業（木造先導型） 提案申請書

（平成28年度第2次補正予算分（木造実験棟）募集）

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）の提案を申請します。

プロジェクト名 : \_\_\_\_\_

・法人の場合は、法人名、代表者肩書き、代表者名  
を記載してください

(提案者)

代表者 : \_\_\_\_\_ 印

(様式2)

提案概要 (A4・1枚)

プロジェクト名															
1 提案者	(提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。)														
2 補助を受ける者 (予定者)	(提案者と異なる場合に記入してください。法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。提案者と補助を受ける者が異なる場合、下記3の関係者も含めた補助事業の実施体制図を別紙に記載してください)														
2 補助を受ける者 (確認事項)	私は過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消し等による理由で補助金の返還を求められたことが( <input type="checkbox"/> あります、 <input type="checkbox"/> ありません )。														
3 提案者以外の関係者の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、提案者、補助を受ける者、作業協力者等の関係を実施体制図として別紙に記載してください)														
4 事務連絡先	<table border="1"> <tr> <td>所属</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役職名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒 -</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E-m a i l</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>原則、応募者の構成員とし、平日(月～金)に確実に連絡がとれる連絡先を記入してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所欄は、郵便番号と住所を記入してください</li> <li>・E-mail アドレスの記載ミスにご注意ください</li> </ul> </div>	所属		役職名		担当者氏名		住所	〒 -	電話		F A X		E-m a i l	
所属															
役職名															
担当者氏名															
住所	〒 -														
電話															
F A X															
E-m a i l															
5 事業期間	事業期間 平成 年度～ 平成 年度														
6 事業費	総事業費(総額) 百万円 補助金額(総額) 百万円 ※複数の事業を提案する場合には、全ての事業の合計を記載してください。 ※建物・土地等の不動産取得費、土地借上料などは計上できません。														
7 他の補助金の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ( <input type="checkbox"/> 交付決定済み <input type="checkbox"/> 申請中又は申請予定 ) (本事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中の補助金等がある場合、制度名、金額、課題名を記載してください。その際、本応募課題との仕分け、関連のさせ方等有れば併せて記載してください。)														
8 提案の概要	A. プロジェクト全体の概要  プロジェクト全体の概要を簡潔に記載してください														
	B. 提案する取組内容の概要  取組の概要を2. 1事業の要件①1)～5)に触れつつ、簡潔に記載してください														

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(様式3)

### 補助事業の実施体制図 (A4・1枚)

プロジェクト名	
<div data-bbox="309 383 1286 629" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>(国研) 建築研究所や学識経験者等の公的主体との共同または協力体制、また、建築設計事務所、建設事業者など提案にあたっての作業協力者と提案者との関係、を実施体制図として記載してください。</p><p>なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこの実施体制図に記載される法人・団体等に限定されますので、留意してください。</p></div>	

(様式4)

### 建築概要 (A4・1枚)

プロジェクト名	
9 建築物の名称・建設地	名 称：
	住 所：
10 設計者・施工者	設計者：
	施工者：
11 建物用途・規模	用 途：実験棟
	棟 数：                      棟
	延べ面積：                      m <sup>2</sup> ※複数棟の場合は全体の総計 (うち構造材に木材を使用する面積：                      m <sup>2</sup> )
	階 数：地上    階、地下    階 ※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載
12 建築物の構造	<input type="checkbox"/> 軸組工法 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法 <input type="checkbox"/> CLT工法 <input type="checkbox"/> その他 (                      )
13 建築物の防火性能	(建設地の地域区分) <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 22条区域 <input type="checkbox"/> その他地域
	(地域区分や建物用途・規模等により必要となる建築物の防火性能等) <input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(60分耐火) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(45分耐火) <input type="checkbox"/> その他 (                      )
	(今回提案する建築物の防火性能等) <input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(60分耐火) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(45分耐火) <input type="checkbox"/> その他 (                      )

※ 11 が万一複数棟の場合、上記の欄には全体の総計を記載し、下記に棟別の概要を記載してください。

棟1 (名称)	用 途：
	延べ面積：                      m <sup>2</sup> (うち構造材に木材を使用する面積：                      m <sup>2</sup> )
	階 数：地上    階、地下    階 ※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載
棟2 (名称)	用 途：
	延べ面積：                      m <sup>2</sup> (うち構造材に木材を使用する面積：                      m <sup>2</sup> )
	階 数：地上    階、地下    階 ※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載
棟3 (名称)	用 途：
	延べ面積：                      m <sup>2</sup> (うち構造材に木材を使用する面積：                      m <sup>2</sup> )
	階 数：地上    階、地下    階 ※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(様式5)

プロジェクトの全体概要 (A4・最大2枚)

プロジェクト名			
建設地			
用途		延べ面積 (㎡)	
階数		事業期間	
建設地の地域区分		事業着手から工事完了までの期間	○年○月～○年○月
建築物の防火性能		実験・実証期間	○年○月～○年○月
総事業費		展示期間	○年○月～○年○月
補助申請額			

木造実験棟の建設予定場所、建物の全体的な姿、整備と実験・実証、展示のスケジュール、普及啓発等の取組内容について全体像を説明してください。

また、実験棟の全体概要がわかる配置図、平面図、立面図及びパース等の図を示してください。(別添可)

なお、事業スケジュールは、木造実験棟の建設の着手予定日がわかるように記載してください。

(様式6)

### 取組内容 (A4・最大3枚)

プロジェクト名	
<div data-bbox="312 461 1294 703" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"><p>「2.1 事業の要件」の①の柱書き、1)～5)の各項目を満たしていることが解るように、それぞれ対応する取組について、実験・検証の内容、普及啓発を含め、より具体的な内容を記載してください。(本様式以外に、必要に応じて簡潔で分かりやすい資料を添付してください。万一複数棟の場合はその理由もわかるようにしてください。)</p></div>	